

令和3年9月17日

会員 各位

全国中小企業団体中央会
(公 印 省 略)

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について
(協力依頼)

この度、標記に関し、厚生労働省労働基準局より、本会宛てに、周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

基 発 0 9 0 9 第 5 号

令 和 3 年 9 月 9 日

関係団体各位

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和3年8月から9月の間に、改定公示が行われ、令和3年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	889 (861)	28	2021年10月1日
青森	822 (793)	29	2021年10月6日
岩手	821 (793)	28	2021年10月2日
宮城	853 (825)	28	2021年10月1日
秋田	822 (792)	30	2021年10月1日
山形	822 (793)	29	2021年10月2日
福島	828 (800)	28	2021年10月1日
茨城	879 (851)	28	2021年10月1日
栃木	882 (854)	28	2021年10月1日
群馬	865 (837)	28	2021年10月2日
埼玉	956 (928)	28	2021年10月1日
千葉	953 (925)	28	2021年10月1日
東京	1,041 (1013)	28	2021年10月1日
神奈川	1,040 (1012)	28	2021年10月1日
新潟	859 (831)	28	2021年10月1日
富山	877 (849)	28	2021年10月1日
石川	861 (833)	28	2021年10月7日
福井	858 (830)	28	2021年10月1日
山梨	866 (838)	28	2021年10月1日
長野	877 (849)	28	2021年10月1日
岐阜	880 (852)	28	2021年10月1日
静岡	913 (885)	28	2021年10月2日
愛知	955 (927)	28	2021年10月1日
三重	902 (874)	28	2021年10月1日
滋賀	896 (868)	28	2021年10月1日
京都	937 (909)	28	2021年10月1日
大阪	992 (964)	28	2021年10月1日
兵庫	928 (900)	28	2021年10月1日
奈良	866 (838)	28	2021年10月1日
和歌山	859 (831)	28	2021年10月1日
鳥取	821 (792)	29	2021年10月6日
島根	824 (792)	32	2021年10月2日
岡山	862 (834)	28	2021年10月2日
広島	899 (871)	28	2021年10月1日
山口	857 (829)	28	2021年10月1日
徳島	824 (796)	28	2021年10月1日
香川	848 (820)	28	2021年10月1日
愛媛	821 (793)	28	2021年10月1日
高知	820 (792)	28	2021年10月2日
福岡	870 (842)	28	2021年10月1日
佐賀	821 (792)	29	2021年10月6日
長崎	821 (793)	28	2021年10月2日
熊本	821 (793)	28	2021年10月1日
大分	822 (792)	30	2021年10月6日
宮崎	821 (793)	28	2021年10月6日
鹿児島	821 (793)	28	2021年10月2日
沖縄	820 (792)	28	2021年10月8日

令和3年9月9日

ご担当者様

厚生労働省労働基準局賃金課

業務改善助成金リーフレットの送付について

平素より労働基準行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

「令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」において、改定最賃額及び発効日の周知について御協力のお願いを申し上げたところですが、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」の支給を行っておりますので、傘下の会員等に対してあわせて周知いただきたくご案内させていただきました。

業務改善助成金については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html) でご案内しておりますとともに、リーフレットを同封させていただきます。ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

・ 業務改善助成金リーフレット

… 2部

【担当者】

厚生労働省労働基準局
賃金課 賃金・退職金制度係 松浦
代表：03-5253-1111（内線：5348）

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大 **600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

※ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)